

保護者 様

県立明石北高等学校長 安岡 久志

6月15日以降の教育活動について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症について、県内では5月17日以降、新たな感染者が発生していないことから、6月5日付け文部科学事務次官通知、及び6月8日付け県教育長通知等に基づき、6月15日以降の教育活動等について、下記のとおりとします

なお、今後、新たに感染者が発生し、広域的な予防対策が必要となった場合は、改めてお知らせします。

記

1 教育活動（授業等）について

- (1) 通常活動とします。ただし、15日（月）～19日（金）は、毎朝 SHR を設け、担任による健康観察を行い、生徒の心身の状況把握に努めます。
- (2) 授業については、可能な限りの間隔をとる、マスクを着用する、換気を行う、必要に応じてフェイスシールドを着用するなどの感染予防対策を行ったうえで、通常どおり実施します。
- (3) 日々の具体の校時等については、生徒配付の「今後の時程について」に記しています。

2 部活動について

(1) 段階的な取組（全ての県立学校共通）

区分	期間	活動日数と時間	公式試合	練習試合	合同練習	合宿
I	6月15日（月） ～6月21日（日）	平日3日2時間上限 休日1日2時間上限	×	学区内○	学区内○	×
II	6月22日（月） ～7月9日（木）	平日4日2時間程度 休日1日3時間程度	×	県内 ○	県内 ○	×
III	7月10日（金）～					
			○	○	○	○

※ II以降は「いきいき運動部活動」「文化部活動の在り方に関する方針」に沿った通常の活動です。

(2) 活動に際してのお約束

- ア 種目特性に応じた感染防止対策に努めるとともに、不測の事態が起こりうることを想定し、例年の練習内容等を見直し、余裕のある計画を立てて指導します。また、生徒の健康状態や技能レベルを適切に把握し、段階的に専門的な練習内容へと移行していきます。
- イ 公式試合、練習試合、合同練習、合宿等への参加について、生徒の状況や保護者の意見等を踏まえ判断します。また、実施する場合は、県内や会場周辺地域の感染状況を注視し、少しでも不安や課題があり、対応困難な場合には、速やかに中止します。

3 出欠の取扱いについて（全ての県立学校共通）

- (1) 以下の場合は、「新型コロナウイルス感染症（疑い）」として「出席停止」扱いとします。
 - ア 生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - イ 生徒等が PCR 検査受検者となった場合
 - ウ 生徒に発熱等の風邪症状があり、保健所に相談した結果、受診を勧められ、診断の結果、医師から自宅で休養するよう指示された場合
 - エ 生徒に発熱等の風邪症状があり、保健所に相談した結果、自宅休養を指示された場合
- ※ 生徒に発熱等の風邪症状がある場合、保健所への相談前でも「出席停止」としますが、症状が続くようであれば、できるだけ速やかに保健所への相談または受診をしてください。
- (2) 依然、感染が不安で出席できない（休ませたい）という場合は、「欠席」とします。

4 最後に：感染予防対策を徹底したうえでの教育活動再開であっても、誰もが感染する可能性があります。感染リスクゼロを求めるだけではなく、万が一感染者が出ても、感染者や関係者が責められることのない社会を築くことにも努めます。

ご理解、ご協力をお願いいたします。